

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 陳 正 哲

本論文は、近代にあつて日本が最初に植民した台湾に導入された、土地建物会社という大型の建設事業体が、その都市と建築の発展に果たした役割を歴史的に明らかにしたものである。

土地建物会社は、植民地の建設と経営という、日本が19世紀末に直面した、かつて経験したことのない課題を解決するための試みであり、そのため自ずと植民地都市の形成に深く関与する存在であった。台湾近代の都市史研究は、近年、その成果の蓄積が著しいが、それでもほぼ全てが都市計画史に終始した状態にあり、視点の極端な官への偏在が問題となっている。そこで、本研究は、植民地の都市を考えるうえで、官と同様に欠くことのできない民間の建設活動に対する考察を、土地建物会社という民間の会社を通しておこなうことによって、植民地の都市や社会の研究に新しい視点を提示することを試みている。

その際、技術という建築に直接に関わりの深い要素にのみ拘泥することなく、経済をはじめ、社会や政策といった多くの観点から植民地都市を俯瞰することがなされている。これも本論文の特徴である。これによりそれぞれの観点によって獲得された知見が、羅列に留まることなく、相対化され、かつ有機的に総合されており、本論文の価値をより高いものとしている。

論文は、まず土地建物会社というユニークな建設事業体の発生と制度について、日本と台湾との比較研究を通して、その特質と互いの関連性を明らかにする。ここでの論述では、政府が民間会社に積極的に介入し、官民双方の持つ、政治・経済をはじめ、様々な資源を結集させることで、都市問題や住宅問題の解決を図ろうとした、まさにこの時代を反映する発想のあったことが指摘されている。そしてここで、土地建物会社が、日本がその後、内地で構想をすることになる住宅建築会社の先鞭をつけるものとして、実験的に試みられたものであったことが指摘されているが、これは近代日本の住宅史を考えるうえで大きな意味をもつ。

次に、土地建物会社の事業の中心をなした住宅供給と住宅地の経営について、多くの一次史料を駆使して考察を行っている。その史料をもとに、ここに示された台北最初の郊外住宅地・大正町は、異なる文化的背景をもつ植民地に、日本人のための町が、日本でのありようをほぼそのままのかたちで実現されたものである。そのため台湾における日本文化の受け皿となり、また逆に、起居様式をはじめとした数々の建築文化が、ここを起点とするかたちで広がっていったことが、平面の構成や室内あるいは配置の計画といった建築の立場を通して明らかにされている。そして何よりも、町全体が、そのままに移植されたことの影響を、都市景観の形成という立場から指摘しており、興味深い論考となっている。

続いて、土地建物会社が、首都景観の改造と生成という事業に果たした役割と意義について論じている。ここで論文は、日本の町家文化と台湾のショップハウス文化を融和して生み出された「町家式ショップハウス」の存在をまず指摘する。ここでは、建物とそれらの集合がかたちづくる街区の景観を、内と外、和と洋という概念に着目して分析を施したのみでなく、そうした構成がなされた背景にあった植民政策との関連性についても述べている。そして、それらの住宅の生産にあたって適用された技術である「鉄網コンクリート」の解明をはじめとして、ここで示されたことは、これまでのショップハウスの定見に対して、認識を新たにさせるもので貴重である。

最後に、ここまで得られた知見に加え、諸史料から統計をおこなうことによって、土地建物会社をめぐる当時の台湾の様相を捉えたうえで、土地建物会社が、台湾の近代において、その都市と建築の発展に、与え、残した功罪を、様々に考察、評価している。ここでは、本論文が特に注目した台湾土地建物株式会社ばかりでなく、類似の土地建物会社の活動との比較がなされているが、例えば、これらの会社が重点を置いて開発した諸都市における建設活動のパターンを明らかにすることを通して、土地建物会社の活動や事業に共通する性質や問題が抽出・整理されており意義深い。さらに、台湾の住宅供給体系やその設計の体制に占めた土地建物会社の位置を述べ、その今日に至るまで残る影響に対して加えられた考察は、今日の、台湾の建築界のありようを考えるうえで興味深く、また納得しやすいものである。

以上、政策・制度、政治・経済、社会・文化、産業・技術といった多くの側面を横断的に扱いながら、それぞれに一次史料がふんだんに活用され、丹念な分析が施されたうえで、質の高い考察がなされた本論文は、明らかにした事実ばかりでなく、明らかにするための方法の面においても、わが国とその植民地の建築・都市史研究に大きな一石を投じたといえるものであり、従来の断片的な捉え方を超えて、今後の研究における新しい展望を拓いたといえることのできる労作である。

よって、本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。